# 公益財団法人沖縄県建設技術センター確認検査業務約款

# 第1条(契約履行)

建築主(以下「甲」という。)及び公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下「乙」という。)は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款(申請書及び引受証を含む。以下同じ)及び「公益財団法人沖縄県建設技術センター確認検査業務規程」(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

# 第2条(責務)

乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受証に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。

- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかに これに応じなければならない。
- 3 甲は、引受証に定められた額の手数料を第4条に規定する日(以下「支払い期日」という。)までに支払わなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法、その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地 又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう 協力しなければならない。
- 6 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に 関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の 指摘に対し、速やかに所用の図書等を添えるなど説明等の追加又は補正等必要 な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該 期間内にこれを行わなければならない。

#### 第3条(業務期日)

乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 期日とする。

- 一 確認審査業務
  - イ 法第6条第1項第4号にかかる建築物については、引き受けた日から7 日以内とする。
  - 口 法第6条第1項第1号、第2号及び第3号にかかる建築物については、 引き受けた日から35日以内とする。
- 二 中間検査業務

中間検査工事が完了した日または、検査の引受を行った日のいずれか

遅い日から4日以内とする。

# 三 完了檢查業務

完了検査工事が完了した日または、検査の引受を行った日のいずれか 遅い日から7日以内とする。

- 2 乙は、前項第1号の場合(申請に係る建築物の計画が法第20条第2号に 定める基準(同号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号に規定する方 法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分限る。)に 適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。) において、同号の期間内に甲に確認済証を交付することができない合理的な理 由があるときは、35日の範囲内において、前項第1号の期間を延長すること ができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間 を延長する理由を記載した通知書を同号の期間内に甲に交付しなければなら ない。
- 3 前2項の業務期日の算定には、公益財団法人沖縄県建設技術センター確認 検査業務規程第13条第2項に規定する休日は含まない。
- 4 乙は、甲が前条第4項から第6項まで及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

### 第4条(支払い期日及び支払い方法)

甲の手数料の納入期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- 一 確認の申請手数料 引受証発行時の日から5日以内
- 二 中間検査の申請手数料 引受証に定める検査予定日の前日
- 三 完了検査の申請手数料 引受証に定める検査予定日の前日
- 四 完了検査時の追加検討書の審査手数料 追加検討書の提出日
- 2 甲は、手数料を乙の指定する銀行口座に振込み、又は現金で支払うものと する。乙は、手数料を現金で受領したときは、甲へ領収書を発行する。

#### 第5条(確認審査中の計画変更)

甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、甲は、当該確認の申請を取り下げなければならない。取り下げ前に引き続き、変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

# 第6条(甲の解除権)

甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を 解除することができる。

- 一 乙が正当な理由なく、第3条に掲げる業務を当該各号に定める業務期日 までに業務を完了せず、またその見込みがない場合
- 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催促しても なお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれ の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じ た損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けていると きは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、手数料規程に定める場合を除きこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けていると きは、その賠償を甲に請求することができる。

# 第7条(乙の解除権)

乙は、次の各号に一つに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 甲が、正当な理由なく、第4条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める 支払い期日までに支払わない場 合
- 二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催促してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを 甲に返還せず、また、当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払 いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じ た損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けていると きは、その賠償を甲に請求することができる。

# 第8条(計画の特定行政庁等への通知)

乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁及び市町村長から要請がある場合に対象建築物の計画の概要を、建築場所の特定行政庁及び市町村長へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

# 第9条(秘密保持)

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

# 第10条(別途協議)

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。